

敦賀市ふるさと納税寄附金協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度による敦賀市への寄附促進や、敦賀市の特産品のPR、販路拡大等に伴う地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者へ「お礼の品」として贈呈する各種商品やサービスを提供する事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集する。

2 募集の要件

本市が募集するお礼の品に応募できる協力事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 各種法令（通知通達を含む）を遵守し事業を行う者であること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所の全て又はいずれかが敦賀市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、敦賀市の地域産業の振興及び魅力発信につながる商品又はサービスを提供する協力事業者と判断され、かつ市長が認める場合はこの限りではない。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (4) 市税において滞納がないこと。
- (5) 上記のほか、市長が適当と認めた者。

3 募集するお礼の品

本市が募集するお礼の品として提供することができる商品等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 敦賀市のブランドイメージを損なわないものであること。
- (2) 平成31年総務省告示第179号第5号に掲げる地場産品基準に該当していること。
- (3) お礼の品の品質及び数量について、安定供給が見込めること。ただし、期間限定、数量限定として供給可能なものはこの要件を満たすものとする。

4 お礼の品の価格設定

お礼の品の価格は、別表のとおりとする。また、原則寄附額5,000円以上の寄附者を対象として設定するものとする。

5 申込方法

別紙の申込書「敦賀市ふるさと納税「お礼の品」協力事業者エントリーシート」に必要事項を記入し、12の応募・問合せ先まで持参、メール又はFAXにて提出すること。

6 申込期間

お礼の品については随時募集し、お礼の品の追加、入れ替えを行うものとする。

7 お礼の品の選考

- (1) 市は、申請のあったお礼の品について、地場産品基準に該当する商品であるか総務省に照会し、該当すると総務省が判断したものについて、本市のお礼の品とする。なお、地場産品基準の該当判断については、毎年度ごとに総務省が判断し、該当しないと判断された場合は、決定を取り消しお礼の品から除外される。
- (2) 一度お礼の品として決定した商品等を変更・辞退する場合は、必ず事前に本市又は本市の委託事業者へ報告すること。

8 お礼の品の発送等

協力事業者は、お礼の品の発送について、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本市又は本市の委託事業者からの発注に対し、契約に基づき遅滞なく速やかに発送すること。
- (2) 返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、協力事業者が責任を持って丁寧に対応するとともに、速やかに本市又は本市の委託事業者へ報告を行うこと。
- (3) 本市が依頼した場合は、パンフレットやチラシ等の同封に対応すること。

9 個人情報の取り扱い

協力事業者は、お礼の品等の受注及び発送に係る寄附者の個人情報について、個人情報保護法等関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品等の発送以外の目的に使用しないこと。

10 取扱いの中止

協力事業者又はお礼の品が、次のいずれかに該当することが判明したときは、取り扱いを取り止めるものとする。また、地場産品基準や食品表示法の違反など故意又は重大な過失により、市に損害を与えたときは、市又は本市の委託事業者は損害賠償を請求する場合がある。

- (1) 応募の内容に虚偽があったとき。
- (2) 「敦賀市ふるさと納税寄附金協力事業者募集要項」に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

11 その他

協力事業者及びお礼の品が以下の関連法令を遵守しているかどうかを確認するため、市又は本市の委託事業者が行う調査に応じること。また、募集時に市に報告した内容に変更が生じた場合、速やかに市又は本市の委託事業者へ報告すること。

この募集要項については、事業者が決定した後も遵守すること。

12 応募・問合せ先

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所 企画政策部政策推進課

TEL：0770-22-8111

Mail：furusato@ton21.ne.jp

附則

別表

区分	お礼の品の価格
利用料が寄附額の5%未満となるポータルサイトに掲載するお礼の品	税を含め寄附額の30%以内。かつ、税と送料を含め寄附額の40%以内とする。 ただし、ポータルサイト利用料等その他募集に要する経費全体が、寄附額の50%以内となる範囲とし、市が設定するものとする。
利用料が寄附額の5%以上となるポータルサイトに掲載するお礼の品	税を含め寄附額の25%以内。かつ、税と送料を含め寄附額の35%以内とする。 ただし、ポータルサイト利用料等その他募集に要する経費全体が、寄附額の50%以内となる範囲とし、市が設定するものとする。

附則

この要項は、令和7年5月1日から施行する。

参考 関係法令

地方税法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000226>

食品表示法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000070>